


もてぎ・鈴鹿（MS）
共済会規約書



もてぎ・鈴鹿(MS)共済会規約書

| | |
|-------------|-------------------|
| 1982年02月21日 | SMSC共済会規約制定 |
| 1998年02月01日 | TRMC共済会規約制定 |
| 2007年11月21日 | SMSC共済会とTRMC共済会合併 |
| 2007年11月21日 | もてぎ・鈴鹿共済会発足 |
| 2007年11月21日 | もてぎ・鈴鹿共済会規約制定 |
| 2012年12月28日 | もてぎ・鈴鹿共済会規約改定 |
| 2014年03月25日 | もてぎ・鈴鹿共済会規約改定 |
| 2017年02月21日 | もてぎ・鈴鹿共済会規約改定 |
| 2017年12月01日 | もてぎ・鈴鹿共済会規約改定 |
| 2019年03月01日 | もてぎ・鈴鹿共済会規約改定 |
| 2022年03月01日 | もてぎ・鈴鹿共済会規約改定 |
| 2023年05月01日 | もてぎ・鈴鹿共済会規約改定 |

(名 称)

第1条 本会を、「もてぎ・鈴鹿共済会」(以下MS共済会という)と名づける。

(目 的)

第2条 本会は、会員の相互扶助、およびモータースポーツの振興増進をはかることを目的とする。

(前身と継承)

第3条 本会は、旧鈴鹿モータースポーツクラブ(SMSC)共済会及び旧ツインリンクもてぎ(TRMC)共済会をその前身とし、合併しそれぞれ共済会の目的・組織・会員・資産を引き継ぐものである。

(事務所の所在地)

第4条 本会の事務所は、三重県鈴鹿市稲生町7992番地鈴鹿サーキット内に置く。また、支部を栃木県芳賀郡茂木町松山120番地の1モビリティリゾートもてぎ内に置く。

(会 員)

- 第5条 (1)本会の会員は、個人会員とオーガナイザー会員と施設会員をもって構成する。個人会員は、通常会員と暫定会員をもって構成する。
- (2)本会の会員たる資格は次の通りとする。
- ①SMSC及びMCoMの会員
 - ②SMSC及びMCoM走行会員が18歳未満の場合、その保護者
 - ③レースその他のイベント、スポーツ走行時の競技役員・ポスト員・報道関係者。
 - ④鈴鹿サーキットおよびモビリティリゾートもてぎにおいて、レースその他のイベントを主催する法人・団体、及び施設提供者であるホンダモビリティランド株式会社。
 - ⑤本会の主旨に賛同する個人・法人・団体・施設で理事会が特に認めた者。

(入会手続)

第6条 本会に入会するには、所定の入会届を提出し、かつ別に定める会費を納入することを要する。

(通常会員資格の更新)

第7条 通常会員は、会員資格を維持するために、毎年、会員更新手続を行うものとする。

(暫定会員)

第8条 暫定会員となるには、1レースもしくは1イベントが開催される毎に所定の入会届を提出し、かつ、会費を納入することを要する。

(退 会)

第9条 会員は、理事会において特に会員に不適しいと認められたとき、または第7条の更新手続を行わなかったとき、その資格を失う。

(会 費)

第10条 本会の会費は別に定める額とし、納入は入会時及び更新手続と同時にしなければならない。会費は保険料、事業費及び事務運営費から構成され、配分は理事会で決定する。

(会費の管理)

第11条 会員から納入された会費は、理事会が管理しもしくは第23条に基づき事務局が管理し理事会がその責任を負う。

(財産の運営・管理)

第12条 本会の財産は、本規約に定める代議員会、もしくは理事会の決定を得なければ、これを交換し、その他支払手段として使用、または譲渡、もしくは運用、貸与してはならない。ただし、第30条に基づく保険料を支払う場合、モータースポーツの振興増進を図る事業を行うために支払う場合及び事務局が使用する日常事務用品並びに什器備品代金及び日常必要経費を支払う場合はこの限りではない。ただし、事務局は支払いの都度または代議員会、理事会の指示するところに従い書面にて明細の報告を要する。

(代議員数)

第13条 本会の代議員数は、15名以上20名以下とする。

(代議員の選出)

第14条 代議員は別に定める(付則4.)選挙区ごとに慣例に沿って会員から選出する。

(代議員の役務)

第15条 代議員は会員を代表して代議員会に出席し、理事会が提出する本会の規約の改訂あるいは運営に関する基本事項を決定または承認する。

(役員・監査役数)

第16条 本会には次の役員ならびに監査役をおく。

| | |
|------|-----------|
| 理事長 | 1名 |
| 副理事長 | 若干名 |
| 理事 | 5名以上10名以下 |
| 監査役 | 1名以上2名以下 |

(兼務の禁止)

第17条 理事と監査役は、兼務することはできない。

(役員・監査役の選任)

- 第18条 (1)理事は代議員会において選出する。ただし、その3分の1相当の理事はホンダモビリティランド株式会社の推薦によるものとする。
(2)理事長および副理事長は理事会において理事から互選する。
(3)監査役はホンダモビリティランド株式会社の推薦候補人より代議員会において選出する。

(役員・監査役の任務)

- 第19条 (1)理事長は本会を代表し、会務を総括して運営最高責任者となるとともに、理事会の議長となる。
(2)副理事長は理事長の会務を補佐し、理事長に事故あるときは理事長の職務を代行する。
(3)理事は理事会の構成員として、第26条に定める各事項、その他会務の企画立案、執行処理にあたる。また、代議員会に出席し意見を述べることができる。
(4)監査役は別に定める規程(付則5.)にもとづき、次の任務を遂行する。
①本会の財産の状況を監査すること。
②本会の運営の状況を監査すること。
③理事会及び代議員会に出席して意見を述べることも、監査報告を行うこと。

(代議員・役員・監査役の任期)

第20条 代議員及び役員、監査役の任期は全て2年とし、再任を妨げない。補充または増員によって就任した代議員および役員、監査役の任期は、他の同職の任期と同時に終了する。

(代議員・役員・監査役の解任)

第21条 代議員及び役員、監査役として適しないと認められる事由が生じたときは、代議員会の決議により代議員及び役員、監査役を解任することができる。

(代議員・役員・監査役の報酬)

第22条 代議員及び役員、監査役は無給とする。ただし、監査役の調査費用、理事会において必要と認められた日当、交通費等はこの限りではない。

(事務局)

第23条 本会の日常の事務を処理し、かつ事業の推進を計るための事務局を設ける。事務局の業務は、ホンダモビリティランド株式会社に委嘱する。ホンダモビリティランド株式会社は、事務局長・支部長を定め、理事会に報告する。事務局長は事務局を総括し、本会内の財産、公式文書及び会務書類、印鑑等の管理・整備を行う。

(代議員会)

第24条 代議員会は次の事項を決定、または承認する。代議員会は年に1回以上開催する。

- (1) 理事・監査役の選出及びこれに必要な事項
- (2) 理事会提出議案
- (3) 理事会提出の事業計画・予算・決算及び重要事項
- (4) 規約の改訂
- (5) 役員及び監査役の解任

(代議員会の決議方法)

第25条 代議員会の決議は代議員の過半数が出席して、その議決権の過半数をもってする。可否同数のときは、議長がこれを決する。代議員は急病その他やむを得ざる事由ある場合に限り、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、代理人は代議員に限り、2つ以上の代理権を持つことはできず、代理権行使に先立ち、所定の委任状を提出しなければならない。

(理事会)

第26条 次の事項は理事会において決定する。理事会は年2回以上開催する。

- (1) 理事長・副理事長の選出及びこれに必要な事項
- (2) 代議員会の召集ならびにこれに対する議案の提出
- (3) 会費の決定、予算、決算及び重要事項
- (4) 代議員・役員・監査役解任案の提出
- (5) 事業運営の具体的方針
- (6) 準備金、その他の財産の保有、及び管理の具体的方針
- (7) 規程の制定及び改訂
- (8) 規約改訂案の提出
- (9) 事業内規の制定及び改訂
- (10) その他、理事会の決議を必要と認められた事項

(理事会の決議方法)

第27条 理事会の決議は理事の過半数が出席して、その議決権の過半数をもってする。可否同数のときは、議長がこれを決する。理事は急病その他やむを得ざる事由ある場合に限り、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、代理人は理事に限り、2つ以上の代理権を持つことはできず、代理権行使に先立ち、所定の委任状を提出しなければならない。

(資 金)

第28条 本会の諸経費は、会費・補助金・寄付金・資産から生ずる収入・事業に伴う収入・その他の収入をもってこれにあてる。

(保険契約の締結)

第29条 理事会は保険会社を指定し、本規約第30条の内容を持つ普通傷害保険を締結し、保険契約の定めに従い保険加入の保険料を充当する目的で会費から保険料を支払う。

(保 険 金)

第30条 本会の会員が、死亡もしくは後遺障害が残った場合、入院および手術を受けた場合、また通院をした場合は、「付則2. 本会保険金支払い規程」に定めるところに従い別に本会が契約した保険会社の定める保険金請求手続きを行い保険会社から保険金を受領するものとする。

(会 計 年 度)

第31条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終了する。

(損害賠償請求権の相互放棄)

第32条 本会の会員は、「付則2. 本会保険金支払い規程」1項・2項に定める場所、活動内容に起因し、発生した事故に関し、故意または重大な過失による場合の他は、その原因の如何に関わらず相互に損害賠償を請求しないこととする。

(規約の改訂)

第33条 本規約の改訂は理事会で発議し、代議員において代議員の3分の2以上が出席の上その議決権の3分の2以上の多数をもってこれを決する。

(解散および残余財産の処分)

第34条 本会は代議員会の決議により解散することができる。解散の時に存する残余財産の処分は理事会にて決定し代議員会において承認する。

MS共済会規程

以下の規程に定めていない事項および改訂は理事会で決定する。

《付則1. MS共済会会費規程》

1. 個人会員

(1) 通常会員（年間）

| | |
|--------------------------|----------|
| ①SMSC/MCoM走行会員 | 10,000 円 |
| ②上記走行会員が18歳未満の保護者 | 3,000 円 |
| ③サービス会員 | 4,000 円 |
| ④ピットクルー会員 | 4,000 円 |
| ⑤メディア会員 A パス（コースサイド） | 10,000 円 |
| B パス（ピットレーン） | 6,000 円 |
| C パス（ピット） | 4,000 円 |
| ⑥レース・チーム年間パス所持者（上記①～⑤以外） | 4,000 円 |

(2) 暫定会員（1レース、もしくは1イベント期間中に限定）

本来、鈴鹿サーキット／モビリティリゾートもてぎで走行する者は、全てSMSC/MCoM会員（共済会入会義務あり）でなければならないが、全日本クラスに参戦する様な場合、非会員参加型のレース・イベントに参戦するような場合、ならび体験プログラムに参加するような場合は、会員でない場合もある。このようなケースを対象として暫定会員を設ける。

| 鈴鹿サーキット | レーシングコース | | 南コース※1 | ジムカーナ |
|---------------------|-------------------|----------------------|--------|------------------------------------|
| モビリティリゾートもてぎ | ロードコース オーバルコース | 北ショートコース※1 南コース※1 | | マルチコース カートランド トライアル ジムカーナ |
| (1) 走行会員 | 7,000円 | 3,000円 | 2,000円 | 500円 |
| (2) 走行会員(4輪走行会限定)※3 | 3,000円 | | | |
| (3) サービス・ゲスト会員 | 500円 | | | |
| (4) メカニック会員 | 500円 | | | |
| メディア会員 | Aパス | 5,000円 | | |
| | Bパス | 3,000円 | | |
| | Cパス | 2,000円 | | |

※1ジムカーナを除く

※2カート試乗会・・・身長155cm以上12歳以上で、JAF・SLライセンスのいずれかを有する者。

※3走行会員(4輪走行会限定)・・・レース形式(一斉スタートを伴う)走行会は、適用外とする。

2. オーガナイザー会員

イベント(付則2 2条)を主催する者は、オーガナイザー会員となり、走行会員およびオフィシャル会員の人数分の共済会会費の支払い義務を負う。

| 鈴鹿サーキット | レーシング コース | 南コース※1 | ジムカーナ |
|------------------|-----------------------|----------------|--|
| モビリティリゾート もてぎ | ロードコース オーバル コース | 北ショート コース※1 | 南コース マルチコース カートランド トライアル ジムカーナ |
| 4輪1台につき※2 | 2,000円 | | 500円 |
| 4輪専有走行1台につき | 1,000円 | | |
| 2輪1台につき※2 | | | |
| カート1台につき | | | |
| オフィシャル1名につき | 500円 | | |

※1ジムカーナを除く

※2補欠選手および耐久により、複数選手が登録される場合、選手人数分の会費支払い義務がある。

3. 施設会員（関係者を含む）

（年間）100,000 円

《付則2. MS共済会保険金支払い規程》

- 個人会員が次に定める場所において急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」という）によってその身体に被った障害に対して、本支払い規程に従い、本会が契約した保険会社より保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金、通院保険金）の支払いを受けるものとする。
 - 鈴鹿サーキット内レーシングコースエリア
 - 〃 南コースエリア
 - 〃 フラットトラックエリア
 - 〃 トライアル場エリア
 - 〃 交通教育センターエリア
 - モビリティリゾートもてぎ内ロードコースエリア
 - 〃 オーバルコースエリア
 - 〃 北ショートコースエリア
 - 〃 マルチコースエリア
 - 〃 南コースエリア
 - 〃 トレッキングコースエリア
 - 〃 交通教育センターもてぎエリア
 - 外部施設 千葉リソルの森、横浜市スポーツ医科学センター、三重交通Gスポーツの杜鈴鹿、ダイセーフォレストパーク（鈴鹿青少年の森）、AGF鈴鹿陸上競技場、磯山海岸
 - その他理事会で認めたもの。
- 個人会員が次に定める活動において生じた事故により、その身体に被った障害に対して、本支払い規程に従い、本会が契約した保険会社より保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金、通院保険金）の支払いを受けるものとする。
 - レースその他の競技会への参加
 - スポーツ走行／練習走行
 - 体験プログラム／先導付走行
 - クラブ走行会／4輪走行会
 - 特に認められたテスト走行

(6) 模擬走行やエキジビションレース等を含む走行イベント

(7) フィジカルトレーニング

3. 第1項、第2項の定めに関わらず、次に定める場合に生じた事故については、保険金の支払いは受けられないものとする。
- (1) 第1項に定める場所に移動するまでに生じた事故
- (2) 走行中以外に生じた事故(ただし、メカニックによる整備中の事故は除く)
- (3) 個人会員であっても事故が発生したイベントを主催する者がオーガナイザー会員となっていない場合の事故
4. 本会が保険会社と締結する保険内容及び保険金額は次の通りとする。下に記載されていないものは、保険契約約款に従う。

| 保険金の種類 | 保険金をお支払いする場合 | お支払額 |
|---------|--|-------------------------|
| 死亡保険金 | 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 | 3,000万円 |
| 後遺障害保険金 | 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 | 120万円~ 3,000万円 |
| 入院保険金 | 事故によりケガをされ入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 | 5,000円 (1,000日限度) |
| 手術保険金 | 事故によりケガをされ、そのケガの治療のため病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術の場合:20倍・外来で受けた手術の場合:5倍)を乗じた手術保険金をお支払いします。ただし事故につき1回の手術に限り、 ①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象と列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎり、 外來で受けた手術の場合 | 100,000円 25,000円 |
| 通院保険金 | 事故によりケガをされ通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 ※通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。 | 3,000円 (90日限度) |

※一被保険者様あたりのお支払額は上記の金額が上限となっており、重複してお支払いすることはありません。

5. 個人会員は、事故により負傷した場合、必ず本会指定の鈴鹿サーキット／モビリティリゾートもてぎ内務室にて事故記録を残さなければ保険金の請求は出来ない。ただし、生命に関わるような緊急時にはこの限りでない。

6. 保険金受取のための必要書類
 - (1) 傷害保険金請求書
 - (2) 傷害の程度を証明する医師の診断書もしくは、全治した時の医師の治療証明書(ただし、医師を指定する場合もある)
※保険金請求金額が10万円未満の場合は、治療費領収書で代用可能。
 - (3) 同意書
 - (4) その他、本会が契約した保険会社が指定する書類
7. 保険金の支払いは、本会が契約した保険会社を通じて行う。
8. 保険金は、健康保険、労災保険には関係なく支払われる。
9. 本会の資金に余裕がある場合、あるいは逆に十分でない場合、理事会の決定により、その年度の始まる前に会費の中に含まれる保険料の減額もしくは増額を実施できるものとする。

《付則3. 2輪用エアバッグベストシステム普及事業規程》

1. 個人会員が2輪用エアバッグベストを指定された店舗で購入する際、または2輪用エアバッグベストを装着して対象となるレースに参加する際は、所定の申請手続きをすることにより補助を受けることができる。
補助事業の期間、対象レースと対象者、そして補助金などの詳細は別に定める。

《付則4. MS共済会代議員選挙規程》

1. 代議員は、次の選挙区に従い最低1名を選出する。
 - (1) 4輪走行会員
 - (2) 2輪走行会員
 - (3) 4輪オフィシャル会員
 - (4) 2輪オフィシャル会員
 - (5) 4輪主催者会員
 - (6) 2輪主催者会員
 - (7) サービス会員
 - (8) メディア会員
 - (9) 理事会の指名する学識経験者
 - (10) ホンダモビリティランド株式会社
2. 代議員は、選挙区の利益を代表する適切な者を理事会で指名する。
ただし、選挙区全員で構成される団体がある場合は、その団体の推薦により理事会が指名する。

《付則5. 監査規程》

1. 監査役は会計年度の半期及び終わりに決算報告書による会計監査を行い、本会の財産状況の適否を代議員会及び理事会に報告する。
2. 会計監査は次の要領で行う。
 - ①保険契約内容及び保険料支払いの適否
 - ②諸手当支給の適否
 - ③物品購入価格、数量及び購入方法の適否
 - ④未収入金、未払金及び仮払金の適否
 - ⑤現金、預金及び有価証券の確認
 - ⑥財産及び什器備品管理の適否
 - ⑦その他必要と認めた事項
3. 監査役は会務が諸規程に準拠し、組織ならびに制度を通し、本会の運営目的達成のために合理的に運営されているか否かを検証し、その結果を代議員会及び理事会に報告する。
4. 監査役は監査を終了した時点で監査報告書を作成し、代議員会及び理事会に提出する。
5. 監査報告書には監査人氏名、監査実施日、監査の内容(監査概要、監査結果、監査人意見)を記載する。
6. 監査は6ヶ月毎に1回行われなければならない。ただし監査役が必要と認めた時は随時行うことができる。
7. 監査役は監査の結果、不正の事実を認め、本会の運営目的に反する決定や処理を発見したときは、理事長に理事会の開催を請求することができる。また、財産の管理、会務の改善について、必要な意見を理事会に勧告することができる。

個人情報取扱いに関するご案内

MS共済会（以下本会といいます。）は、本会にご提供いただいた個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及び関連法令を遵守し、個人情報の保護に関する基本方針としてプライバシーポリシーを定め、これを全ての代議員及び事務局員に周知徹底し、個人情報の保護に努めます。

本会は、このプライバシーポリシーを継続的に見直し改善いたします。

1. 本会は、個人情報を適法かつ公正な方法で取得します。
2. 本会は、個人情報の利用目的をできる限り具体的に特定し、ご本人に明示、通知又は公表いたします。
3. 本会は、ご本人に明示、通知又は公表した利用目的以外には、ご本人の同意なく個人情報を利用いたしません。
4. 本会は、個人情報の散逸、紛失、改ざん、漏洩などのないよう適切な措置をとり、個人情報を安全に管理します。
5. 本会は、ご本人からの個人情報についての問い合わせに対し、法令に基づき誠実に対応いたします。

2023年5月1日
もてぎ・鈴鹿共済会

